

会議録

会議の名称	平成26年度第2回行財政改革推進委員会
開催日時	平成26年8月8日（金曜日） 午前9時から11時30分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	委員：横道委員長、鈴木純子副委員長、原田委員、鈴木文彦委員、武田委員、中村委員、川島委員、武藤委員 事務局：池田企画部長、飯島企画部参与、小関企画政策課長、柴原財政課長、南企画部主幹、高橋企画政策課主査、海老澤企画政策課主査、坂庭企画政策課主任、栗田健康課長、八矢保健係長、安藤文化振興課長、林文化振興係長、越沼市民交流係長、五十嵐産業振興課長、小菅商工係長
議題	1 事務事業評価（外部評価）の実施方法について 2 事務事業評価（外部評価）事業説明（4事業） 3 公共施設の適正配置等について 4 その他
会議資料の名称	資料1 事務事業評価（外部評価）の実施方法について 資料2 事務事業評価（外部評価）説明概要について 資料3 平成26年度事務事業評価における外部評価の実施方法等について 資料4 事務事業評価説明資料（歯科医療連携推進事業） 資料5 事務事業評価説明資料（どんど焼き事業） 資料6 事務事業評価説明資料（都市間交流事業（施設利用助成）） 資料7 事務事業評価説明資料（公衆浴場補助事業） 資料8 庁舎統合検討状況報告会配付資料
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p><u>議題1 事務事業評価（外部評価）の実施方法について</u></p> <p>○横道委員長： それでは、議題1について事務局から説明をお願いします。</p> <p>○事務局： 資料1・資料2・資料3に沿って説明</p> <p>○横道委員長： ただいまの説明について、ご質問やご意見等ありましたらお願いします。</p> <p>武藤委員： 資料3の基準によると1,000万円以上の事業が対象となるとありますが、今回選定の4</p>	

事業はすべて総コスト1,000万以下となっています。人件費を入れると1,000万円を超えるということでしょうか。

事務局：

総コストには人件費も含んでいます。資料3の基準はいずれかに該当したものを対象とするものです。今回は1,000万円以上であることを理由とした事業は選定されませんでした。

○横道委員長：

必ずしも4つの条件すべてに当てはまってはいないということですね。それから、中間結果で廃止になっているものがありますが、これはどの事業ですか。

事務局：

母子栄養食品支給事業です。妊産婦または乳児若しくは幼児について、栄養の摂取につき必要な援助をする事業ですが、これについては違う形で母子栄養についての支援に切り替えていくという形で、他の方向での支援を模索していきます。

横道委員長：

これについて外部評価で取り上げないのはなぜですか。

○事務局：

決算額が数万円程度と大変規模の小さな事業のため、外部評価では取り上げないこととしました。

議題2 事務事業評価（外部評価）事業説明（4事業）

○横道委員長：

資料2に沿って説明

所管課からは資料4から資料7について、それぞれ説明があります。

○原田委員：

今回と次回との関係はどうなっているのですか。今日はどこまで所管課にお訪ねしているのかについて確認させてください。

事務局：

資料1で書かれている事業内容です。配布した評価シートで申し上げますと、左側のページについて所管課が説明しますので、その後ご質問いただくことになります。

原田委員：

我々の目標としては次回きちんと評価するために、中身を聞くということが、今日のアジェンダですね。

1. 歯科医療連携推進事業について

○横道委員長：

歯科医療連携推進事業について、所管課から事業内容の説明を求めます。

健康課長：

資料4、付属資料4に沿って説明

障害者、在宅要介護者等が、地域で総合的な歯科医療サービスを楽しむよう、在宅歯科診療等を希望するこれらの方に対する相談窓口等を提供するとともに、かかりつけ歯科医の定着を図り、医療及び福祉の連携を推進する事業です。

○横道委員長：

それでは質疑に入ります。

鈴木副委員長：

成果指標のうち、普及啓発活動参加者数について質問です。これはどういう普及啓発活動なのか、23、24、25年度と毎年参加者数が大幅に増えている理由は何か、そして何故この事業のニーズが不明確ということで見直しの対象となったかの3点について教えてください。

健康課長：

活動指標の参加者数25年度に251人と、とても多くなっています。これはこの事業とは異なりますが、地域でリハビリを担当している関係者、例えば理学療法士さん等、在宅で過ごされている方が、いろいろ身体の機能面、これは歯とか内臓とかではなく、身体がなかなか動かなくなっている方を、地域で実際に治療し、現状を目にされている関係者が非常に多くいらっしゃいます。25年度からは、そういった方の集まりに、歯科医師がこちらから出向き、そこで歯科医療連携の重要性とか、受け皿の確保の大切さを話しています。このような23、24年度には実施していなかった、新たな場に出向いての普及活動を行ったために、対象も増え、参加人数の増加として現れたものです。

また抜本的見直しとした理由ですが、実際に在宅で過ごされている方が、歯の関係の治療をしたいと思った時に、すぐに歯科医師と連携を取って治療を行った場合は、通常の保険点数の対象となる訪問診療となりますが、その治療は委託事業の対象としていません。訪問治療をしてくれる歯科医師を知っている方であれば、直接連絡をとって、その歯科医師に来ていただいて歯の治療を行えます。一方で、歯の健康、歯のケアをどうしたらよいか分からないという方も非常に多く、そういう場合にこの事業を使いながら、まずその方のお宅に歯科医師2名で出向いて行って、その方の今後の口腔ケアの方針を立てたり、会議体でこの方を今後どうするのか、方針を立てていくのかがこの事業です。単純に虫歯があるから、近い歯科医院に自分で行けないので、歯科医師に来てもらいたいというのはこの事業ではなくて、単純な訪問診療の類になります。ただ若干歯科医師の方もどこまでが事業で、どこからが訪問診療かという部分の見極めがなかなかあるようでないところが若干ございます。そこは事業を整理して本来のこの事業であるべきものについて整理し、そのような観点から、事業のレベルの上げ下げではなくて、本来の事業目的に立ち返って、事業の組み立てを行っていきたいと考えています。

横道委員長

1次成果評価の訪問診療件数14件、これは保険適用の件数ですか。

健康課長：

これは、事業による実績数値です。カッコ書きの89件については元々歯科医療連携事業によって歯科医師と接触が図れたのち、歯科医師会を通さずにこの事業を契機に治療に関わった件数です。この14件というのは歯科とどう付き合っただけでよいかわからない方々が、初めて歯科医師会の事務局を通じてこの事業を知って、事業で歯科医師の訪問があり、事業展開があった件数ということになります。

横道委員長：

それについては、治療費は保険で対応したのでしょうか。

健康課長：

実際に治療行為を行うのであれば、即時に保険診療で行います。

原田委員：

2回目の訪問なのか、それともこの事業での訪問が初回なのかは不明ですよ。

健康課長：

そのとおりです。

鈴木文彦委員：

実際の事業の内容をまとめると、歯科医師会に一般財源で3~4百万円の補助金を出して、歯科医師会が医療連携のイベント等をする。そして一般の方が来て歯の大切さを理解して、歯の健康を分かるようになるというのが効果。他は、歯科医師の嚥下機能指導者の養成事業に対する補助金、医療連携の会議のうち訪問歯科診療に関わる部分の負担金を人件費に按分している、そのようなイメージでしょうか。具体的な使い道や事業についての内訳を教えてください。

健康課長：

まずは連携事業ですが、実際に歯科医師会の事務局に、在宅の方から連絡があると、その方の様子は、その段階では全く分からない状況です。そこで歯科医師2名が訪問します。その後の訪問の方針を立てるところで人件費がかかってきます。人材育成事業については、口腔、歯の部分については専門領域がありますが、飲み込む力の評価については歯科医師にそういったスキルがないので、研修に行ってもらって部分で人件費がかかります。広報・啓発事業については、市民を対象または、歯科医師会の方から、そういった専門のケアマネージャーの集まりのところへ行って自らが講師をする。もしくは広く市民を対象として、この事業の啓発として専門の講師を招いて、実際には歯科医師会が主催をして、連携事業という形で行っています。

○鈴木文彦委員：

ということは、歯科医師にとっても営業活動になるということですね。

健康課長：

実際に事業を展開していく中では、そういった見方もあると思います。

武田委員：

この事業の趣旨は十分理解できますが、あり方について検討が必要だと思います。啓発のため、歯科医師会ではイベント等をするのですが、一方で、市民のイベントにおいては、市が出前講座を実施していると思います。治療とこの事業の区別を考えると、なぜ歯科医師会への委託なのかということについて内部で精査した方がいいと思います。

横道委員長：

なぜ委託なのかについて教えてください。

健康課長：

歯科医師がそこに出向いてくると、我々が歯科について普及啓発するのとは、実際に現場で見た捉え方で普及啓発する方が、市民の方も関係者の方にとってもより連携が図られると考えます。今まではケアマネージャー等が、在宅の方を手がけていますが、従来はその在宅の方について、いかに健康度を保ちながら在宅ケアをしていくかという今後の方針を立てるときに、医師はそこに関わりがあったけども、歯科医師は、今まで関わりがなかったということです。そこへ歯科医師が直接ケアマネージャー等に訴えかけるというのは非常に重要であると考えています。委託を使わずに市で歯の大切さを訴えるよりも歯科医師が訴える。また歯科医師でもやれるものとやれないものがありますので、ケアマネージャーと話し合っ、ここは歯科として連携できるとかどうかの判断ができる。これがチームに歯科医師が入ることによって可能となるのが非常に重要だと考えています。そのため委託という手法が望ましいと考えています。

鈴木純子副委員長：

委託の金額の内訳はどうなっていますか。広報活動にどのようなものがあり、いくらかかっているのか。人材育成については3人の歯科医師の方が研修に参加してどういう人材育成が行われたのかということについて把握していますか。

健康課長：

医師、歯科医師、保健所、行政職員などが参加しています歯科医療推進協議会が、年間を通じて、付属資料で提出しています評価指標のシートで毎回実績をみて、この中で把握しています。

○横道委員長：

これにて質疑は終了します。所管課の方はご退出をお願いします。

それでは、だだいまの事業について、質疑や課題の総括をしたいと思います。

少しわかりにくい事業内容であったかと思いますが、事業は歯科医師会に委託をして一般の市民に対する啓発、歯科医師自身に対する啓発、相談のあった家に出かけていく相談業務をしています。事業費には治療費は含まず、イベント経費や紹介に要する経費に使用しているということでした。在宅の人に対する歯科のケアの必要性は認められるのですが、一番大きな問題は、現在の形で歯科医師会に委託して、今の事業内容で行うことの良し悪しです。先ほど質問にあったように、なぜ委託事業なのかということ

と、このやり方で効果が上がっているのか、ということがポイントになるでしょう。

○原田委員

市内に90の歯医者があって、そのうち31が訪問診療をしているとの説明がありました。市が何もしなくても31の歯医者に対応してくれることとても良いことです。また、西東京市内のコンビニエンスストアよりも恐らく多い90もの歯医者があれば、過当競争となり、それぞれ頑張るではないでしょうか。

○横道委員長：

それも1つ議論のポイントです。歯科医師が来るのを待っていると説明がありましたが、過当競争で歯科医師自ら出張ってマーケットを開拓していかなければならないという状況にあるのであれば削ってもいいかもしれません。

○武田委員：

この事業は広く一般の市民は対象にしていないのでしょうか。障害者と在宅介護者等を対象としていると評価シートに書いてあり、我々健常な一般の市民は対象とされていません。一般市民については出前講座で十分ではないでしょうか。

○事務局

在宅で生活されている障害者や高齢者に対し、31の歯科医院が訪問診療を実施していますが、積極的に在宅生活を支えるために実施しているのか、ただ単に診療としてやっているのかという点で言うと、まだ診療的な要素が強いのではないかと考えていますので、こういった福祉的な目線で在宅を支える事業を実施してきたと把握しています。それらの点については、次回、所管課の方から事業の必要性や、在宅ケアの必要性について、ご指摘のあった委託の必要性や、事業の効果、31の訪問診療機関と事業の関係も補足させていただきながら、一次評価、二次評価をご説明させていただいて、再度委員の皆様からご質問を受けさせていただきたいと考えています。

○横道委員長

そのような形で次回所管課には対応していただきたいと思います。これで本事業については終了します。

2. どんど焼き事業について

○横道委員長：

次はどんど焼き事業です。それでは所管課から事業内容の説明をお願いします。

文化振興課長：

資料5、付属資料5に沿って説明

本事業はどんど焼き実行委員会に対し、どんど焼きの実施に要する経費の一部を補助することにより、日本の正月の伝統行事であるどんど焼を伝統文化として継承するとともに、地域におけるふるさと文化の育成や青少年の健全育成を推進する事業です。

○横道委員長：

質疑に入ります。

○武田委員：

どんど焼き事業は、とても多くの方が参加されているとても良い事業だと思います。しかし文化振興課の中において、どんど焼きはどのような位置付けですか。例えば、どんど焼き以外にも市民が行う事業があって、それを予算の範囲の中で、補助しているということなのでしょうか。それとも市民がいろいろと企画提案して、そのから公民館が選んでいくという公民館市民企画提案事業がありますが、そういうものなのでしょうか。文化振興課の事業の中で、どんど焼きだけをどう思いますかと言われると判断に困る部分がありますので、文化振興課全体ではどんな事業を市民に向けてしていて、その中でどんど焼きがこういう位置付けにあるかということの説明してください。

文化振興係長：

市では平成22年度に文化芸術振興条例を策定し、それに基づいた計画として平成24年度に文化芸術振興計画を策定しました。その中で市民の伝統文化について検討しながら、文化財等について振興していくという柱があります。どんど焼きはその柱の1つで、地域における伝統文化にあたっていることと、文化を担う人づくりとして市民の文化の振興というボランティアという柱、それから子供達の育成、文化芸術にふれるきっかけづくりといった様々な施策を網羅できる事業として捉えています。

武田委員：

これ以外にはどのような文化事業があるのですか。

○文化振興係長：

保谷こもれびホールで色々な文化芸術振興事業を行っています。他に対話による美術鑑賞という事業を開始しています。また市民の発表の場として市民文化祭を実施しています。地域連携の視点から多摩北部広域行政圏のなかで、多摩六都フェアという事業を行っています。他に市全体としては公民館で行う事業もあります。

○鈴木文彦委員：

私の故郷のS市ではどんど焼きは神社で行うもので、裸参りとかと一緒にいう伝統行事となっています。なぜ神社で行わないのですか。

○文化振興係長：

この事業が始まった経緯としては、神社ではどんど焼きを行えず、ベッタウンということもあり地域を移動してこられる方の多い西東京市という特性の中で、地域の伝統行事を育成していく必要があると考え、かつては市が主催で、燃やせる場所という視点で大学のグラウンドを借用して始めたものです。それから、小学校を回るようにしたのですが、そのなかで、自分たちが実行委員会を作って実施したいという声が市民の中から沸き上がってきて、保谷第二小学校が最初にスタートしました。それ以降市民中心のノウハウを学んで明保中学校でも始まり、合併後に上向台小学校でも始まりました。

○鈴木文彦委員：

それであれば、補助をやめたら神社で始めようという声上がるのではないですか。

○文化振興係長：

実行委員の方で神社に相談しているようですが、神社としては木が鬱蒼としているなどの理由で実施には慎重で、その代りに寄付という形で協力をしていただいているようです。

○原田委員：

補助金は何に使っているのですか。1校あたり9万円くらいですが。

○文化振興係長：

ポスターを作成したり、お餅やけんちん汁やお汁粉をふるまったりする費用や、校庭に砂を補充して整地するための費用などに使っています。

○鈴木純子副委員長：

学校で開催すると駐車場もないので、実際には学校区を対象とした事業になっているのではないかと思います。代替事業サービスとの比較説明では、この事業は校区対象ではなく全市民対象とのことでした。この事業がこの3校以外で実施されるような積極的な活動、又は3校以上に実施校が増えるような検討をされているか教えてください。

○文化振興係長：

事業の実施には地域のつながりが重要なのですが、それがすぐに発生する状況ではないため実施会場を変えられる状況ではありません。しかし市としては広く呼び掛けて、育成会に声をかけたこともあります。育成会としては校区を意識した事業をしているということでお断わりされた経緯もあります。

○横道委員長：

実行委員会は市民が中心なのですか。市職員の関わりはどのようになっていますか。

○文化振興係長：

オブザーバーという形で職員は出席しています。もともとは市が呼びかけ人なので、初回は市主催の準備会を実施しています。

○横道委員長：

学校の先生方も入っているのですか。実行委員会は参加者で組織していると思いますが、1つなのですか、それとも学校ごとにあるのですか。

○文化振興係長：

実行委員会は割とコンパクトに実施していて、先生は入っていません。また実行委員会は、3会場からそれぞれの代表数名が参加して開催しています。

○鈴木文彦委員

私自身、銀行員時代には祭りという祭りに参加しましたが、実行委員会等に職員は参

加しているのですか。

○文化振興係長：

実行委員会は短い時間ですが参加しています。

○川島委員：

参加費は有料なのですか。

○文化振興係長：

参加費は無料ですが、お志をいれていただくものを置いています。

○文化振興課長：

任意ですが、協力の寄付をお願いしています。

○武藤委員：

例えば私が向台小学校を使って実行委員会を立ち上げるとすると対象となりますか。たまたま今は3地区しかないということですか。

○文化振興係長：

対象になります。毎年市報で呼びかけをしています。

○原田委員：

要綱はありますか。

○文化振興係長：

あります。

○横道委員長：

お餅の用意とか、1,000人も来場があったら大変なことですね。結構経費がかかりそうですし、人手も要りますよね。これをみんなボランティアで対応しているのですか。

○文化振興係長：

ボランティアの方が頑張っています。プロパン代など必要な経費は実行委員会が支払いますが、危機管理室のかまど等、無料で使用できる備品を借用するために委員さんが奔走しています。

○鈴木文彦委員：

餅代や撤去費など収支内訳があると、篤志家の寄付金だけで経費を賄える方策を議論できるかもしれません。

○横道委員長：

それは次回に資料で提出してください。

○原田委員：

どんど焼きを行事として行うか否かということよりは、これに対して市が補助金を出す是非について、議論しなければなりません。そのあたりは議論の仕方として難しいと感じます。伝統文化は大事だとしても、市としてそれにお金を出すべきか否かということです。

○横道委員長：

これにて質疑は終了します。所管課の方はご退出をお願いします。

それでは、だだいまの事業について、質疑や課題の総括をしたいと思います。

いろいろと経緯があると思いますが、市民が好き勝手にやっているのであれば市が補助金を出してまで行う事業なのかという話になりますが、一方で市が文化振興として、伝統事業としてどう位置づけるかによって議論は変わってきます。市がどんど焼き事業自体をどのように位置づけて、それに補助金を出すことが適当であるかということがポイントになると思います。

これで本事業については終了します。

3. 都市間交流事業（宿泊助成）について

横道委員長：

次は都市間交流事業（宿泊助成）です。所管課から事業内容の説明をお願いします。

文化振興課長：

資料6、付属資料6に沿って説明

西東京市の姉妹都市である「福島県下郷町」、友好都市である「山梨県北杜市」「千葉県勝浦市」との文化交流の促進と市民の健康の増進及びレクリエーションの振興を図るため、西東京市が保養施設として契約した姉妹都市・友好都市にある旅館、民宿その他の市長が認める施設を市民が宿泊して利用する際の助成金を交付する事業です。

○横道委員長：

質疑に入ります。

姉妹・友好都市から西東京市に来る場合の補助はあるのですか。

○文化振興課長：

ございません。お互いに求めているものと与えるものが違うということから、それぞれができるものを実施しているという状況です。

○横道委員長：

それでは宿泊助成以外の形で、相手方は交流事業として、何か予算化して実施しているのですか。

○市民交流係長：

物産関係で、西東京市に地場物産のものを提供いただくために店舗を出していただいたり、一昨日もひばりが丘で実施しているひばり祭に、下郷町からテントを出店していただいて、下郷町の物産を格安で提供していただいています。そういった行動に対する

費用については予算化されているものと聞いています。

○武田委員：

市民にとってはありがたい事業ですが、行政レベルでの交流につながるものというの
は何かあるのですか。

○市民交流係長：

行政レベルでの交流では、それぞれのイベントに招待し合うといった交流をしていま
す。具体的には事務的なレベルです。

○武田委員：

行政レベルで考えると、こういった交流には何かメリットがあるのですか。

○市民交流係長：

都市間交流の事務執行に関して、ご助言をいただいたりすることはあります。

○文化振興課長：

都市間交流のつながりが、災害時の緊急物資の提供や、ホームページの代理掲載など
につながっていくことがあろうかと思えます。

○鈴木文彦委員：

一般財源の欄にある566,000円が、助成金額を件数分積み上げた金額になるわけですが、
人件費がその3倍くらいかかっていることについて、どう考えますか。

○市民交流係長：

実態としては、宿泊助成以外の都市間交流事業、姉妹都市に係る全体の人件費の算出
となっているため、金額が大きくなっています。宿泊助成については、窓口で申請を受
け、確認行為のちに助成券を発券した後に、観光協会から請求が来たものを支払うと
いう事務ですので、それほど負担のある事務ではありません。

○原田委員：

この助成事業は、どういった方々が利用しているのですか。

○市民交流係長：

小さなお子様連れのご家族や、お年寄りまで様々です。

○文化振興課長：

今の時期ですと、勝浦に海水浴に行かれる方が多いのと、野球チームなど30~40人の
団体で合宿のような形で、勝浦や北杜市に行かれる方が多くなっています。

○原田委員：

個人よりは団体が多いのですか。

○市民交流係長：

勝浦は比較的民宿が多いので個人の利用、ご家族での利用が多いです。大きな宿泊施設のある北杜市は少年野球の練習など団体で使われているケースが多いです。お年寄りの方は下郷に行かれる方が多いです。

○川島委員

新規の方は少ないのですか。

○市民交流係長：

合宿関係はリピーターが多いですが、勝浦は小さなお子さんのいる家族連れが多いので、お子さんの年齢進行とともに入れ替わって行きますので、新規の方が多いです。

○原田委員

この1,500円の補助がないと私は勝浦に行かないということがあるのでしょうか。勝浦自体が魅力的だと思います。

○市民交流係長：

申請の際にはパンフレットなどのご案内をしたり、お尋ねがあれば観光ポイントなどもご案内しています。

武藤委員：

子供が少年野球の合宿で北杜市を利用したことがあり、50人程度の大人数で行ったのですが、何かしらのメリットなどがあったのか分からないのですが。

○市民交流係長：

数字には出てこないのですが、合宿地に使用していただいたときは、姉妹・友好都市の関係ということで、グラウンド確保や対戦チームの調整などの手配を頂いています。

○武藤委員：

姉妹・友好都市と本当の意味で交流を深めるのであれば、例えば小中学校の林間学校や臨海学校で勝浦や北杜市を勧めるという方が、良いのではないのでしょうか。

○市民交流係長：

全国自治調査会のデータですが、金銭的な補助の他に、教育的な部分の交流が占める部分もあります。

○横道委員長：

ひばり祭に店を出してもらえとか、物産展にお互いが出店しているかなどのパートナー関係を把握したいと思いますので、宿泊助成以外にも、姉妹都市全体事業が俯瞰できる資料を用意してください。

○市民交流係長：

市が行っているものは把握していますが、ひばり祭については商工会が招いていて、

行政があまり関わっていません。

○横道委員長：

そういう交流も含め、全体どのような活動があるのか、分かる範囲でまとめてください。

○中村委員

旅行業の競争が激しく、補助を行政で出さなくても、いくらでも安い商品があるなかで、なぜこの事業に行政が補助をしなくてはならないのか分かりにくいところがあります。本事業は、市民に姉妹・友好都市を実感していただける唯一の事業であると言われてますが、実感しなくても我々の生活に差し障りはありません。行政としてお金を出してこの事業を存続する意義は、都市間交流全体にはこういう機能があって、本事業はそのうちの一部であるということを説明していただければ、納得できるものと思います。

○横道委員長：

これにて質疑は終了します。所管課の方はご退出をお願いします。
それでは、だだいまの事業について、質疑や課題の総括をしたいと思います。
お金を出して、このような都市間交流事業を実施するのか、逆に都市間交流のためにこういう事業のやり方でいいのかというところがポイントになるのかと思います。

○原田委員：

こちらの市民が向うに行くときに、姉妹・友好都市から助成してもらおうとか、姉妹・友好都市から西東京市に来るときには、西東京市が助成するという考え方もあると思います。非常にビジネスライクに考えれば、交流で姉妹・友好都市に出かけてお金を落とすのであれば、なぜ西東京市が姉妹・友好都市に宿泊する費用の助成をしないとならないのかとも思います。考え方としては現在の方法と両方あると思います。

○武田委員：

この事業は発想が古いと感じます。

○原田委員

旅行会社などでも、もっと安い旅行商品があります。

○横道委員長：

この事業をこのまま続けるのか、仮に続けるとしても他にもっといい方法があるのではないかということも議論としては考えられます。

これで本事業については終了します。

4. 公衆浴場補助事業について

○横道委員長：

次は公衆浴場補助事業です。所管課から事業内容の説明をお願いします。

産業振興課長：

資料7、付属資料7に沿って説明

公衆浴場が地域住民の保健衛生をはじめとして健全な市民生活の確保に果たしている社会的役割とその公共性に鑑み、市内の公衆浴場が実施する事業及び施設改修等に要する経費の一部を補助することにより、市民の健康と福祉に寄与することを目的として事業を実施しています。

○横道委員長：

質疑に入ります。

○鈴木文彦委員：

西東京市にはお風呂に入れない人、自家風呂がない人が何人くらいいますか。また代替施設として福社会館や老人福祉センターの浴室機能はどのくらいあるのですか。

○商工係長：

東京都が5年ごとに各自治体の自家風呂保有率を調査している資料によると、前回は20年度調査の数値になるのですが、当時の西東京市の人口193,928人中、自家風呂保有率が98.8パーセントに対し、自家風呂のない人が1.2パーセント・2,327人と把握しています。25年度の数値で申し述べたいのですが、まだとりまとめが届いていません。

○事務局：

福社会館・老人福祉センターにつきましては合わせて6施設です。

○武田委員：

この公衆衛生事業について産業振興から考えると、福祉事業を廃止して、公衆浴場補助を充実するという考え方もとれると思います。一方福祉事業である福社会館は、入浴が60歳以上無料の上に、保健師さんも常駐していて充実していると思います。この2つの関係性は難しいと思いますが、考えなくてはならないと思います。

○産業振興課長：

ご指摘のとおり2つの視点で見るとあると思います。産業振興の視点からは公衆浴場という地域のいわゆる生業、そこでのつながりの部分についての支援ということで、先ほど説明した薬湯事業についても高齢者のみを対象とするのではなくて、広く地域の皆様に利用していただく施設という視点で考えています。それぞれの利用者が重なっているかという数字は持ち合わせていません。

○原田委員：

家にお風呂がない人が存在しながら、公衆浴場はないという自治体の場合は、行政としてどのような対応をしているのでしょうか。くつろぐためではなくて、事業の目的も公衆衛生のために行っているわけですから必要な視点だと思います。

○産業振興課長：

浴場数は資料から把握していますが、生業としての公衆浴場がない場合の対応につい

ては、料金統制をしている東京都等で何かしらの方針等を出しているか等の確認はしていません。

○原田委員：

今後、浴場がなくなった時にどうするかという話は、恐らくありえる話ですので、先ほどの福祉会館との関連ですとか、市としての公衆衛生についてどう考えるのかが大切です。浴場がなければ仕方がないというのでは公衆衛生とは言えない、という視点もあると思います。

○鈴木文彦委員：

調べて分かるようなものではないと思いますが、私の実家のあるI市には公衆浴場はありません。この前の地震が起きたときに何をしたかといえば、親戚の家にお風呂に入りに行っていました。実際にはそのように対応したそうです。

○原田委員：

それから防災の観点ですが、何かその4つの浴場と協定か何か結んでいますか。

○産業振興課長：

協定については締結していないと把握しています。所管は違いますが、地域防災計画の中では災害発生時に避難者の防疫の部分で、浴場の営業状態を確認して、その情報を提供すると明記されていますので、当然その連絡をとるスキームは地域防災計画の中では明記されています。

○原田委員：

お風呂は家にあるけれども、何かあった時に浴場を利用できるので補助するとなると、市民の方も納得できる場所があるかもしれません。しかし、一応計画に入っているだけで協定を結んでいなくて、被災して浴場に行くときに料金を支払うとなると、何故ですかという議論になりそうな気がします。

○川島委員

浴場の経営状態は把握されていますか。

○商工係長：

直接お会いしてお話をする中で、具体的な金額までは把握してはいませんが、ここ数年燃料費が高騰し、経営を圧迫していると聞いています。また料金統制で460円と決まっていて、浴場の判断によって値上げするということできません。その他に老朽化する施設の改修等にも対応しなくてはならないため、その費用もかかってきます。

○横道委員長：

1か所で399,000円、これの使い道は決まっていますか。

○商工係長：

薬湯事業、施設改修事業に使用できます。

○産業振興課長：

我々も確定申告等の経営の全体を把握はしていませんが、補助対象となる事業費の部分については、当然のことながら確認を行い、実際には4浴場ですので、いわゆる連絡会等に我々も同席させていただき、実際の皆様の声を把握させていただいています。

○鈴木純子副委員長：

最近廃業となったのは、経営難が理由ですか。

○商工係長：

昨年9月に1浴場が廃業したのですが、その浴場は4月に通常通り施設改修を行い、費用を使ってしまったあとに、落雷のためボイラーが故障してしまいました。その改修に数百万円もかかるという状況のなかで、高額な費用をかけてまで事業を存続するという事は年齢的にも難しいということもあり、9月廃業を決断されたと伺っています。

○中村委員：

災害時に公衆浴場が必要であるとか、公共性があるとか説明を受けましたが、それを全部含めたうえで、公衆浴場補助事業を行っているという理解でよろしいのですか。

○産業振興課長：

公衆浴場の必要性に係る考え方に基づいて補助を行っています。

○中村委員：

公衆浴場が利用できる程度の災害であれば良いのですが、公衆浴場の利用など考えられないといったレベルの災害も考えられます。そうすると、公衆浴場を利用できる災害レベルのために補助をし続けるという意味になります。一方99パーセント家庭に内風呂があるという状況の中で、公共性という言葉を使っても本当にそうなのか問いたくなります。全体を含めて行政として絶対に存続できるように補助すべきだということころが、分かりにくかったです。

○横道委員長：

東京都が統制価格を決めているわけですが、東京都はこの価格で公衆浴場がやっていると判断しているわけですか。

○産業振興課長：

経営状態ということではなくて、東京都としては全体の試算のなかで、特に今回は消費税の影響が大きかったようですが、それで決めたと聞いています。

○武田委員

この事業の65歳以上無料に対して、福祉会館の利用は60歳以上で無料となっていますが、この違いに意味はあるのですか。

○産業振興課長：

これは浴場会で決めていることで、市の方で何らかの基準を示してはいません。

○武藤委員：

資料に一人暮らしの高齢者に配布する2,053万円という入浴券のことが出ていますが、これはどこの予算で実施しているのですか。

○産業振興課長：

福祉部で実施しています。

○武藤委員：

そうなると、福祉部で2,000万円余、産業振興課で200万円を支出しているということですね。

○鈴木純子副委員長

事業目的で市民の健康をあげていて、これは公衆衛生に関するものだと思いますが、それ以外の目的として、浴場の施設を何か文化財として、市の公共財として残していくという意図はあるのでしょうか。

○産業振興課長：

そういった視点での補助といったことは、現時点ではしていません。現実的には施設を残すために、耐震の観点や躯体そのもの、また先ほどご説明したボイラーのことなど、施設の維持に関して、経営者の皆様それぞれが苦慮されているところですが、この補助の中ではそういった建物の価値といったことは斟酌していません。

○横道委員長：

これにて質疑は終了します。所管課の方はご退出をお願いします。

それでは、だだいまの事業について、質疑や課題の総括をしたいと思います。

生活スタイルが変わってきた中で、公衆浴場は、ほとんどの市民にとっては不要なものとなり、その数も少なくなってきましたが、全くなくなるとは困るので、必要性は認められると思います。その上で、行政としてどういう視点で関わっていくのか、補助なり、支援なりをどう考えていくのかという視点が1つあります。それと企画政策課の方で調べて欲しいのですが、福祉会館の入浴設備の資料も用意してもらって、それとあわせてどうしていくべきかということがもう1つのポイントになるかと思います。

これで本日の事務事業評価は終了します。この続きは次回8月20日に行います。

議題3 公共施設の適正配置等について

○横道委員長：

議題3について事務局から説明をお願いします。

○事務局：

資料8に沿って説明

公共施設の適正配置につきまして大きな課題であります、庁舎の統合について、5月の統合方針（素案）の説明会で頂いたご意見、ご疑問にお答えする形で、去る8月3日

(日曜日)に田無庁舎において、「なぜ、庁舎を統合するのか。」と題しまして、庁舎統合検討状況報告会を開催いたしました。当日の参加者は16名でした。

横道委員長：

こういう状況で、庁舎統合について検討が進められているということでした。ただいまの説明について、ご質問やご意見等ありましたらお願いします。

武田委員：

何回か説明会に参加し、資料もとても詳しく作ってもらっていますが、腑に落ちないというか、もやっとしています。漠然としていていいから全体像を見せてもらえないでしょうか。庁舎の4つの案だけで、全体の市民サービス、出張所、公民館といった附属施設など全体像を示せていないなかで、本庁舎だけを詳しく説明されても理解するのは難しいのではないのでしょうか。

全体像を示す中で、本庁舎はこう考えますといった手法をとらないと、コンセンサスを得られにくいのではないのでしょうか。厳しい要望かと思いますが、窓口サービスがどうなるのかなど、本庁舎についてイメージがつきやすいような説明を考えてください。

○事務局：

庁舎統合だけを説明しているので、市民サービス全体像や公共施設全体のお示しを含めて、今後考えてきたいと思います。

○横道委員長：

それらはいずれ出てくるものと期待します。

鈴木文彦委員：

ファシリティマネジメントの専門的な見地から申し上げますと、資料8の27頁の長寿命化、改修、建替の検討におけるコスト比較で、1年あたりの建設コストというのは非常に分かりやすいと思います。新地方公会計制度では、発生主義を踏まえた減価償却費の経常を推進していますが、その本質が分かりやすく表れているのがこの1年あたりの建設コスト比較で、同じ意味を持っていますし、かえってこちらの方が分かりやすいです。統合メリットも同じ方法で比較検討するのが良いと思います。客観的にみて分かりやすく、発生主義会計の論理も踏まえているからです。できれば庁舎統合のいろいろなパターンでの1年あたりの建設コストに、前頁にあるような比較検討に意味あるランニングコスト、つまりは職員配置コスト、庁舎間移動コスト等、統合によって節約できるコストを積み上げて、総合コストで1年あたりどのくらいの費用がかかるかということで比較すると、より良いのではないかと思います。今後新たにこのような資料を作成すると、新公会計制度を使わなくてもファシリティマネジメントの本質を網羅した説明が可能となるので、分かりやすく市民向けでありながら、実はその底流にはこういう考え方があるという、非常に良い表になると思います。

また、整備手法はいろいろあります。容積率等の制限により西東京市の立地で検討可能な手法は限られるかもしれませんが、近隣の豊島区役所のような官民合築、そのほかにも等価交換方式、用地の一部を売却して建設費に充てる方法など、整備費を節約する方法はいろいろありますので、今後、その可否について検討するも良いと思います。

○横道委員長：

いよいよ保谷庁舎が待ったなしの状況となっていますので、ただ今鈴木委員から出された意見も参考にしながら、今後の検討を進めていただきたいと思います。

4 その他について

○横道委員長：

その他、今後の予定について事務局から説明をお願いします。

事務局：

次回は、8月20日午後1時30分から開催いたします。外部評価対象4事業の評価をしていただきます。

○横道委員長：

本日の会議はこれで終了します。